

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年6月10日(金)

杉 並 区 議 会

目 次

アメリカ合衆国の新型核実験の強行に抗議し、全ての核実験の停止を求める決議 …	3
子どもの放射能基準の見直しを求める意見書について ……………	6
農業委員会委員の候補者について ……………	8
議員提出議案について	
(1) 杉並区議会会議規則を左横書き等に改める規則 ……………	10
(2) 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例 ……………	10

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年6月10日(金) 午前9時58分～午前10時38分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事代理 原田 あきら 理事 関 昌央	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	山田 耕平	
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局 長 伊藤 重夫 議 会 広 報 井 口 隆 央 担 当 係 長 杉 原 正 朗	事務局 次 長 和久井 義 久 取 扱 区 議 事 務 局 参 事 議 事 係 長 依 田 三 男 調 査 担 当 係 長 小 塩 尚 広 担 当 書 記 上 野 和 貴

(午前 9時58分 開会)

富本理事 それでは、ただいまから議会運営委員会の理事会を開会する。

本日は山田理事が欠席のため、原田理事代理ということでよろしく願います。

《アメリカ合衆国の新型核実験の強行に抗議し、全ての核実験の停止を求める決議》

富本理事 それでは、まず議題の第1、アメリカ合衆国の新型核実験の強行に抗議し、全ての核実験の停止を求める決議について。

この件は前回2案出ており、持ち帰りとなっていたが、改めて各会派からのご意見をお伺いするが、先に何かあるか。

小松理事 提案させていただいた側としては、先日提案申し上げたものが皆さんで賛同いただけるのがありがたいが、もし難しいのであれば、前回出した資料のうちの、上の4行は省いて下の部分、「日本では現在、福島第一原子力発電所の事故が放射性物質による環境汚染をひきおこし、制御不能な核をもつことの危うさを私たちは再認識しているところである。」という部分を削除し、その下の部分、「杉並区議会は、」そこに、「福島第一原子力発電所の事故により、現在日本が諸国に対して多大な不安と苦痛を与えていることに対して自らを戒めつつ、」というふうにしてはどうかという再提案も考えている。

富本理事 ということは、ネみとしては、A案としては今のお出しになった文案、B案としては、上の福島云々の話を除いて、「ところである。」までを外した文案、それで、「杉並区議会は、現在日本が諸外国」云々というのを入れた文章をB案として、それでもよろしいと、そういうご提案と理解してよろしいか。

小松理事 はい、そういう提案である。

富本理事 今の話も含めて、各会派のご意見を伺う。

島田理事 原案に賛成。

1点、「署名」が入るかどうか、それをはっきりしていただきたい。

富本理事 「署名運動」云々というところか。

島田理事 はい。原発と核兵器は隔絶したものなので、原発に言及する必要は一切ない。

小川理事 原案でもいいし、今小松理事が言った、問題をやわらかくした文言で書いてもいいし、多数で原案といえば原案でいい。ただし、今小松理事がおっしゃった、もう少しやわらかい言葉を入れるのであれば別にいいですよということ。

富本理事 Bダッシュぐらいか。

小川理事 そう。きょうここでまとめるのであれば、多数が原案であれば原案で結構。

井口理事 原案で賛成。原発を含まないということなので。事務局に、この署名運動というのは確認したのか、お伺いしておきたい。

議会事務局次長 正式には「署名」が入っている。

井口理事 この「署名」は生きということで。これで我が会派は賛成する。

原田理事代理 ネミが出された修正案はよいという意見だが、今出された上の4行をなくすということに関しては、もしこれが1つの合意に近づくことにつながるのであれば、それでもいいと。小川理事が先ほど、ネミの新たな譲歩案でもいいという話があったが、であれば、私もそれでいいという立場。

関理事 私は原案で。

富本理事 了解した。それでは、今話が出たが、一応事務局案がいいというのが4会派、民社は、もう少し緩かったら、Bダッシュぐらいならいいということだったが、今、回答を受けて何かご意見のある方は。

小松理事 歩み寄る意思はあるが、原発と核実験とは別とはいえ、同じ核という共通項があって、抗議される立場になってみれば、自分のところが事故を起こして、放射能漏れで世界中に迷惑をかけている国が何を言うかというような感情が起きるのではないかと、また、良心の呵責というか、少しでも示すことは、そのほうが抗議をする上で有効ではないかと思ひ、自らを戒めているという一言が入ることで、その意思は伝わるのではないかと会派で話し合い、このような案を提案した。

原田理事代理 前回核実験の抗議の文書を送付したところ、初めてという話であったが、杉並区議会に対してアメリカから返書が来ていると。今、核の問題というのはちゃんと向こうも見る。ここの区議会の自己満足では終わらない。全国的にも、どういう自治体がどういう意見書を出しているか、抗議文を出しているかというのはしっかりと見られているし、そういう中で、さすがに核実験の抗議をする際に、向こうはやはり見ているわけで、そのときに、今、日本の福島の問題というものを一切語らず相手の核の問題だけを追及するというのは、さすがに向こうにだって刀を切って返されてしまうのではないかと私は率直に思う。その点については、民主党は譲歩案があればそれでもいいとおっしゃられていたが、自民党、公明党あたり、少しでもできれば歩み寄れないかと思うがいかがか。

富本理事 自己満足で終わらないということか。何か意見は。

島田理事 核の平和利用と武器の利用というのは根本的に違うので、同一次元で論じるところではない。

富本理事 今意見があったが、現状今ここで話し合っても多分らちが明かないという

気は正直する。選択肢としてはまだいずれかある。

これは初日に出したほうが良いということで今進めてきたが、初日と限らないという見方もある。

それから、いろいろな選択肢としては、1つは、まとまらないから出さない、出せないというのが1つ。

それから、まとまるにおいても、今の状況ではそのままともな方向にすぐならないので、以前の旧幹事長会もそうであったが、是が非でもこういうものを出したいという方が、決議等の場合は、従来いろいろ調整をされて、その結果、いろいろな経緯があった上でお出しになっていることがあるので、そのようにご努力されるということはまだ余地としては残されていると、そんなふうには思う。それが初日ということであれば、13日にも議運が予定されているので、それまでに何とか調整をしていくというのが流れではないのかと思う。

今の話だと、そこをこの場でずっと話していても多分平行線で終わるので、その部分は調整が必要かと思うので、この問題について、原案というご意見もある中で、それと違う、こういう意思を入れたいということがあれば、その方がご尽力をされるべきものと思うがいかがか。

原田理事代理 議会初日の決議にこだわらず、もう少し話してもいいと思う。議論が継続されてもいいのではないかと思うが、いかがか。

富本理事 私が言っているのは、これについてこのまま議論をしても、要は右か左かの話ですぐ終わる話ではない。だからそういうことであれば、今お話ししたような経緯で、ぜひそういう文章を入れてお出しになりたいという方はそういう調整に励んでいただくべきものであろうということをお話している。

小松理事 はい、調整に励みたい。

富本理事 では、そういうことでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、この問題についてはそういうことでよろしくお願ひしたい。

あと、1つ確認としては、もしまとまらない場合であっても、今までも、議会中でなければ議長の要請文というものを出していたという経緯を皆さんご存じだと思うが、議長の要請文は、決議がまとまらなくても最終的には必ず出すと、そういう流れになることはご理解いただいでよろしいか。

小松理事 調整に励むが、最終的には……

富本理事 今は調整が不調だった場合の話。

小松理事 はい。不調に終わらないように頑張るが、全員一致で決議ということが私も望ましいと考えていることを申し上げておく。

富本理事 了解した。よろしく願います。責任を持って頑張っていたきたい。

《子どもの放射能基準の見直しを求める意見書について》

富本理事 それでは次に、子どもの放射能基準の見直しを求める意見書について、これについては小松理事からご説明をお願いします。

小松理事 資料1。読ませていただく。

子どもの放射能「年20ミリシーベルト」基準の見直しを求める意見書（案）

福島第一原子力発電所の事故が、放射能による深刻な環境汚染をもたらしています。その中で、4月19日文部科学省は福島県教育委員会や関係機関に対し、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年20ミリシーベルトという基準を通知しました。この年20ミリシーベルトは、屋外で3.8マイクロシーベルト／時に相当するとしています。3.8マイクロシーベルト／時は、労働基準法で18歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」（0.6マイクロシーベルト／時以上）の約6倍にあたります。また、日本の原発労働者が白血病を発症し労災認定を受ける線量に匹敵しますし、ドイツでは原発労働者に適用される最大線量に相当します。文科省は大人の原発労働者にとってさえ高い線量を子どもにあてはめようとしているのです。

子どもは、大人に比べてはるかに感受性が高く、放射線の影響をより受けやすいことが知られています。子どもが長時間過ごす学校に適用する基準値としてこの数値をあてることは、到底理解できません。4月29日内閣官房参与を辞任した東京大学教授小佐古敏荘さんも、「通常の放射線防護基準に近いもの（年間1ミリシーベルト、特殊な例でも年間5ミリシーベルト）で運用すべきで、警戒期ではあるにしても、緊急時（2、3日あるいはせいぜい1、2週間くらい）に運用すべき数値をこの時期に使用するのには、全くの間違いであります」と述べ、辞任理由のひとつに挙げて抗議しています。

その後、文部科学省は数値に懸念を示す県内の保護者など関係者の働きかけにより、一定値以上の放射線が検出された場合の除去費用を負担することを決め、「年1ミリシーベルト以下を目指す」としましたが、同時に「年1～20ミリシーベルト」という暫定基準は当面維持するとし、基準そのものを見直したわけではありません。

また、この数値には内部被曝、すなわち呼吸や食事などによって体内に取り込まれる

放射線物質の影響が考慮されていないばかりか、このような数値を設定することにより、子どもの被曝量をおさえようという学校側の自主的な防護措置を妨げることとなります。

このような対応は危険な状況下に福島の子どもをおくだけでなく、示した数値によって、子どもの被曝量をおさえようという学校側の自主的な防護措置を妨げることにもなりかねません。

よって杉並区議会は、政府に対し学校の利用基準、放射線量年20ミリシーベルトを見直すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣あて

富本理事 今説明があつたが、ただいまの説明に何か質疑等はあるか。

井口理事 小松理事にお伺いするが、女性議員でということ、私にこの意見書を持ってこられたが、なぜ女性議員だけなのか。子どもというのは、男性も子育てとか共に夫婦でやっているの、女性議員というよりも、逆差別にもつながるのではなのか。なぜ女性議員だけなのか教えていただきたい。

小松理事 最終的に男性議員にももちろんご賛同いただきたい。提案者として女性議員の共同の提案というものが何かできればという、超党派の女性議員としての何か議会に働きかけができればという話が、私たち5人女性会派なので、そこからまたそのネットワークの女性議員の中でも共有されたので、女性議員としてこの提案ができればと考へただけで、男性を排除しようということは全くない。提案者として女性議員からの提案ということ、杉並区議会でこれまでにされてなかったことなので、そういうやり方、手法がもしできればということを探ってきた。

井口理事 そういうお考えであれば、本来はまず会派の幹事長にその意見を申し入れるべきだったと思うが。

小松理事 はい、そのことに思い至り、昨日各会派の幹事長にお話し申し上げ、きょうの理事会で提案した。

井口理事 手順がいかがかと思う点もあつたので、今質問した。

確かに先日、文部科学省が、年間20ミリシーベルトの基準をひとまず変えない考へだという記者会見をしたので、保護者から基準が高過ぎるというご意見が殺到していることは承知しているが、うちの会派はまだ全員に聞いてないし、学校だけが子どもではない。保育園も幼稚園もある。その辺もあるの、まだ意見を統一してないので、私は今回この意見書は持ち帰らせていただきたい。

富本理事 では、その辺も含めて、公明党から何かほかに意見があれば、持ち帰りという

案も今出たが。

島田理事 きのお電話いただき、文面をいただいたわけではなくて、今初めて文面を見たので、ここで私の独断でということもできないので、持ち帰る。

小川理事 意見書としてはしつこい。文面が長いというのが第一印象。ただし、私も皆さんと同じく持ち帰りで検討する。

原田理事代理 この内容であれば賛同できると思う、皆さんが持ち帰りということなので、これは持ち帰ったほうがいいと思う。

関理事 この意見書については、昨日夕方、小松幹事長からお電話いただき、お話があったが、案文も見えてなかったので、今初めて拝見して、これは自分だけで決めるわけにはいかないの、団会議に諮る必要があると、そういうことで会派に持ち帰りさせていただき、検討の上、お返事したい。

富本理事 今さまざまな意見も出た。また、持ち帰りという意見もあったので、これも先ほどのものと同じ扱いになると思う。とりあえず持ち帰って各会派でご協議をいただくということ。それから提出をしたいという方については、またそれはそれなりの責任を果たしていただいて、結果がどうなるかわからないが、きょうのところはそういうことでご理解をいただきたい、よろしいか。——では、そういうことで、それぞれ各会派でご協議をいただきたい。

《農業委員会委員の候補者について》

富本理事 それでは次に、農業委員会委員の候補者について。

前回、希望を聞いたところ、自由民主党区議団、共産党区議団から希望があった。一応、協議いただくということになっていたが、協議の結果はいかがか。

関理事 前回、富本座長から投げかけがあり、早速理事会後、原田幹事長とお話をさせていただいた。結論から申すと、なかなか調整ができなかったということで、次回の議会運営委員会においてしかるべき方法で候補者を決めていただきたいと思いますと思っている。

富本理事 共産党もそういうことでよろしいか。

原田理事代理 はい。

富本理事 今、残念ながら不調に終わったということだが、改めて、不調に終わったというを受けて、事務局のほう、今、関理事からも話があったが、今後どういう流れになるのかを含めてご説明願えるか。

議会事務局次長 農業委員の候補者が一本化できなかったということだが、農業委員の推薦については、行政実例によれば、議会の定めるところによるということになっている。

区議会としては、これまでも議運において推薦すべき候補者を決定して、本会議で議長からの提案ということになっているので、また議会運営委員会で決定をするということになろうかと思う。

富本理事 そうということなので、協議が調わなかったようなので、改めて両会派から候補者名をお聞きして、次回の議会運営委員会で、どなたかを候補者として決定をするという方法をとるということでよろしいか。

それでは改めて、共産党と自民党から、候補者名を教えてください。

原田理事代理 鈴木信男議員。

関理事 私どもは大泉時男議員にお願いしたい。

富本理事 今、共産党からは鈴木議員、自民党からは大泉議員という名前が出たので、どちらかを次の議会運営委員会で候補者とすることに決定をするということになるので、よろしくお願いしたい。

小松理事 そうすると、次の議運で鈴木議員と大泉議員、それぞれの方たちから農業委員としての抱負というか、お考えを伺う時間を設けていただけるのか。

富本理事 全くそういうつもりはないが。

議会事務局長 先ほど次長から説明したとおり、この農業委員の推薦については議会の定めるところによるということで、これまでも農業委員の推薦については、先ほど次長から説明したとおり、議運で決定したものを受けて議長が本会議で推薦をして議決をするという流れをとっているので、この間、特段候補者の意見だとか、そういうものを聞いたということはないので、そこまでやらなくてもよいと思う。

小松理事 これまでなかったということだが、どちらかの方に決定する議運委員の1人として、何か判断する材料がいただけたらとは思ふ。

富本理事 そういったお考えもあるが、判断できるようそれぞれの候補者にお聞きいただきたい。それは各会派の判断にお任せする。決め方は、皆さんいろいろな形で決めらるうので。

関理事 次回の議会運営委員会で決めいただくということで、今小松理事からお話が出た件については、議会運営委員会で諮りいただいて、そしてどういう方法で候補を選定するのかお決めいただければいいと思っている。

富本理事 それぞれ各会派で、どういう人なのか聞きに行ってもらいなり、最終的にこれも協議が調わない場合は採決ということになる。

原田理事代理 小松理事の提案は、確かに私もすぐには言えないが、前向きに受けとめ、会派に持ち帰る。また、自民党と話を調整がつけば、改めて富本理事にお話に行き

たい。

富本理事 了解した。では、そういう形でよろしくお願いをする。もし再度調わない場合は、これは採決で決めざるを得ないということでご理解をいただきたい。

《議員提出議案について》

(1) 杉並区議会会議規則を左横書き等に改める規則

富本理事 それでは次に、議員提出議案。2つあり、まず1つ目、杉並区議会会議規則を左横書き等に改める規則、これについてご説明をお願いします。

議会事務局次長 杉並区議会会議規則を左横書き等に改める規則ということで、今定例会に条例を左横書きにするという条例が提出されるが、議会の会議規則についても、条例と同様に左横書きにする必要があるというもの。

内容としては、今縦書きなので漢数字になっているものをアラビア数字に改める。また、文面上の位置とか方向を示すために、左のとおりとかいうところを次のとおりと改めるとか、上欄、下欄というのを左欄、右欄に改める、そういった改正をする予定である。可決された場合には、施行期日としては9月1日、条例と同様と考えている。

説明は以上。

富本理事 これは役所側が左横書きにするということに伴う同様の改正ということで、質問等はないと思うが、よろしいか。——これも一応持ち帰ってもらう。一応見ておいていただき、これぐらいは全会一致でいけるのではないかと思うので、よろしくお願いたい。

(2) 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

富本理事 続いて、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、この件については、ネみ幹事長の小松理事からご説明をお願いします。

小松理事 この改正は、さきの臨時会では期末手当の廃止をお願いしたところだが、2ページ目、議長、副議長、委員長、副委員長のそれぞれのいわゆる役職の増額分を半額にするという内容である。この金額はそういう意味。議長は現在月額90万9,000円のところを、これは一般議員の59万9,000円プラス31万円なので、31万円の増額分を15万5,000円、同様に、副議長の68万9,000円は、一般議員のプラス現在18万円のところをプラス分を9万円として68万9,000円、そして各委員会の委員長は同様に一般議員に4万8,000円上乗せ分を半額の2万4,000円に、そして副委員長は2万1,000円上乗せ分を1万500円という提案である。

期末手当については、この前の臨時会で暫定での改正がされたところだが、その議論で、議長、副議長あるいは委員長、副委員長、この役職手当についての問題提起があり、また、役職の数が多過ぎるというご意見も出された。国会議員の歳費カットが決まったこともあり、議員の報酬については区民の厳しい目が向けられているところでもあるので、もちろん区の支出を抑制するという意味もある。皆様のご賛同をお願いしたいという内容。

富本理事 これも持ち帰らざるを得ないと思うが、何かご意見は。これもまだ最終日まであるので、とりあえず持ち帰って協議をするという形ではよろしいか。では、そういう形で持ち帰りということではよろしくお願いをしたい。

本日の理事会は以上だが、ほかに何か。

原田理事代理 きょうの議題には上がってないが、議長、副議長が委員会に出席をせずに、控室の自席においてモニターを聞くという話がいつぞやこの理事会であったそうだが、紙にもこういう日程にも入っておらず、割とさらっと流れてしまい、要は、事実上うちで持ち帰った結果、これはちょっと問題があるのではということで、その決定については賛同しかねるという話になっている。

これが出てきたときに、割と重要な問題であるのに、この日程の中に、議事録にも入っていなかったというのは、どういうことなのか、聞かせてもらいたい。

議会事務局次長 議事録はこれから、今作成しているところ。

原田理事代理 日程。

議会事務局次長 6月3日のこの理事会の場で、定例会の日程についてというところで、口頭で私のほうからご説明をさせていただいた。その後、前回の理事会においても、関理事からこの件について確認をされ、委員会の場にはないけれども、議長室、副議長室に控えて、何かトラブルがあればそちらに駆けつけるというご説明をして、共産党理事もいらっしゃる席で再度確認をしたという事実関係だと認識している。

原田理事代理 周りの他の議員とか何かはどうだったのか。例えば小松理事とかは。

富本理事 ですから、これは今説明があつたように、2回前の理事会で説明があり、それを受けて、前回、それを各会派にきちっと持ち帰られた関理事から改めて確認があつて、それで前回、山田理事も同席の上で、それを確認、了承している問題なので、この件についてきょう再度原田理事代理から話が出てくるというのは、ある意味共産党の中の問題であつて、理事会では決着済みの問題と理解をしているが、いかがかということ。

原田理事代理 一番最初の段階からこれほど重要な問題が日程にも上がらずに口頭で出てくると、その時点で事の重大性というものがはかりかねる。審議というものが足りな

ったと思っている。

富本理事 ですから、それに関しては発言すべきである。紙に書いてなかったということを前回言えばいい。それを言わないで、もう決まった後に、山田理事もいて承認をした上でそういうことを言うのは、それは議会の一定のルールの中に反しているのではないか。それは会派の中の問題として私としては処理をしたい。前々回の話で、前回関理事はちゃんとそうやって確認のお話をされている。そこで、何でそういうふうに日程に載せないんだと、そういうことを言う場は十分にあった。紙に書いてある書いていないということを今さら言われて、重大な問題だ云々と言うのは、少し私はおかしいのではないかと思う。

原田理事代理 日程にも書いていないとなれば、うちは幹事長が理事会から排除されて、副幹事長が入っているのだから、そういう中においては、事の重大性というのがまさにうやむやにされたまま進められようとしていたというのを私は指摘したい。大体持ち帰ったとしても、それこそ持ち帰るような出来事であれば、なぜそのときに日程に上がってこなかったのか。再度口頭でというような。議長、副議長が委員会に出なくなるという、区民から見れば怠慢と見られてしかるべき問題。それを日程にも上げずにさらっと流そうという思惑があったとしか思えないような議事の進行のあり方だ。

富本理事 怠慢かどうかは、ほかの区でもそういうことをやられている区議会もあるので、別にそれはそういうふうに私はとらえられないと思う。

それから、何度も申し上げているように、きちっとそういう場があったわけで、幹事長会と違って議会運営委員会の理事会は議員が傍聴できるので、気になるのであれば傍聴できる。それこそ傍聴されてないのが怠慢というふうに言えるのではないか。これはこれ以上もう議論しても仕方がない。

原田理事代理 意見。これまでは委員長に渡されるのりとどおりに委員会が進んでいくようなことがあった。しかしながら、新生議会においては、4人から3人に交渉会派の基準を戻せとか、この問題で議会がすごく揺れている。こういう中にあるのは、まさに動議が連発されて重大な事態が委員会の中で起こりかねない。そのときに中立な立場に立ってしっかりとした議論を、議会運営を展開するに当たって、議長、副議長がしっかりと座っているかどうかというのは、これは重大な問題である。それが自席でモニタリングというのは……

富本理事 ですから、重大な問題かどうかは議論をきちっとしてほしい。

原田理事代理 まだしゃべっているが。

富本理事 それはもう終わっている議論、それを今さら蒸し返すのはそれこそ重大なルー

ル違反である。

原田理事代理 ルールと言うのであれば、当然これだけの重要なことというものは日程に載ってしかるべき。それが全く口頭で行われるということ自体が、これまでのルールを逸脱していると私は指摘する。

富本理事 指摘は当たらないということを理解して、理事会を終了してよろしいか。
では、以上で理事会を終わる。

(午前10時38分 閉会)